

## **[事案 28-19] 契約内容変更無効請求**

・平成 28 年 10 月 12 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約内容変更時、申立人が変更後の内容を理解していなかったこと等を理由に、契約内容変更の無効および変更前の契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 9 月に契約した利率変動型積立保険について、平成 27 年 11 月に見直しを行い、契約内容を一部変更したが、以下の理由により、変更を取り消し、変更前の契約を復旧してほしい。

- (1) 契約内容変更時、契約者である自分は、若年につき保険契約に精通しておらず、自分にとって不利益となる変更について理解が不十分な中、申込みを行った。
- (2) 募集人は、前契約者である親が契約内容変更に同意していると自分を誤信させた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書等の資料を使用し十分な説明を行っており、資料の記載内容も成年であれば充分理解可能な内容であるので、契約の変更内容について申立人の誤認はない。
- (2) 募集人は、契約内容見直し変更について前契約者である親が同意していると誤信させるような言動は行っていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約内容変更申込時の状況等を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人は、契約内容変更時に保障内容の変更点について必要十分な説明を行っていることと認められること、また、前契約者である親が契約内容変更に同意していると申立人に誤信させた事実も認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

